



# 山形県公報

令和2年8月7日(金)  
第127号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……857
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……858
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………860

#### 告 示

- 昭和37年7月県人事委員会告示第3号(各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任)の一部改正……………同
- 令和2年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)の実施……………861

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……863
- 一般競争入札の公告……………(ICT政策推進課) ……同
- 同……………(同) ……864
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(同) ……866
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……867
- 令和2年度採石業務管理者試験の実施……………(商工業政策課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第589号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.85%」を「年0.75%」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年7月20日から適用する。
- 令和2年7月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第590号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.85パーセント」を「年0.75パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和2年7月20日から適用する。
- 2 令和2年7月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第591号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営中津川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営中津川地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和2年8月7日から同年9月7日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第592号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第349号
- 2 指定の場所 南陽市三間通字西蔵田161番地
- 3 道路の現況 幅員 6.000メートル  
延長 72.142メートル
- 4 指定年月日 令和2年7月28日

**山形県告示第593号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |      |              |     |
|---|------|--------------|-----|
| 〃 | 霞城支店 | 〃 城南町一丁目1番1号 | 〃 〃 |
| 〃 | 北町支店 | 〃 北町一丁目3番18号 | 〃 〃 |

を

|   |      |              |     |
|---|------|--------------|-----|
| 〃 | 霞城支店 | 〃 城南町一丁目1番1号 | 〃 〃 |
|---|------|--------------|-----|

に、

|   |       |              |     |
|---|-------|--------------|-----|
| 〃 | 酒田営業部 | 〃 若竹町二丁目4番5号 | 〃 〃 |
| 〃 | 酒田東支店 | 〃 緑町18番13号   | 〃 〃 |

を

|   |       |              |     |
|---|-------|--------------|-----|
| 〃 | 酒田営業部 | 〃 若竹町二丁目4番5号 | 〃 〃 |
|---|-------|--------------|-----|

に、

|   |      |               |     |
|---|------|---------------|-----|
| 〃 | 鈴川支店 | 〃 五十鈴三丁目1番10号 | 〃 〃 |
|---|------|---------------|-----|

を

|   |      |               |     |
|---|------|---------------|-----|
| 〃 | 鈴川支店 | 〃 五十鈴三丁目1番10号 | 〃 〃 |
| 〃 | 北町支店 | 〃 円応寺町5番7号    | 〃 〃 |

に、

|   |                         |   |     |
|---|-------------------------|---|-----|
| 〃 | 酒田営業部<br>イオン酒田<br>南店出張所 | 〃 | 〃 〃 |
|---|-------------------------|---|-----|

を

|   |                         |              |     |
|---|-------------------------|--------------|-----|
| 〃 | 酒田東支店                   | 〃 本町一丁目2番52号 | 〃 〃 |
| 〃 | 酒田営業部<br>イオン酒田<br>南店出張所 | 〃 若竹町二丁目4番5号 | 〃 〃 |

に改める。

附 則

この規程は、令和2年8月11日から施行する。ただし、別表第4の改正規定中

|       |            |   |   |
|-------|------------|---|---|
| 酒田営業部 | 若竹町二丁目4番5号 | 〃 | 〃 |
| 酒田東支店 | 緑町18番13号   | 〃 | 〃 |

を

|       |            |   |   |
|-------|------------|---|---|
| 酒田営業部 | 若竹町二丁目4番5号 | 〃 | 〃 |
|-------|------------|---|---|

に改める部分及び

|                         |   |   |   |
|-------------------------|---|---|---|
| 酒田営業部<br>イオン酒田<br>南店出張所 | 〃 | 〃 | 〃 |
|-------------------------|---|---|---|

を

|                         |            |   |   |
|-------------------------|------------|---|---|
| 酒田東支店                   | 本町一丁目2番52号 | 〃 | 〃 |
| 酒田営業部<br>イオン酒田<br>南店出張所 | 若竹町二丁目4番5号 | 〃 | 〃 |

に改める部分は、同月24日から

施行する。

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年8月7日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

#### 山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第4第1項第8号を次のように改める。

(8) 海技士

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 告 示

#### 山形県人事委員会告示第8号

昭和37年7月県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

第1項ロを次のように改める。

ロ 海技士の職

**山形県人事委員会告示第9号**

令和2年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和2年8月7日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

- 1 試験の種類  
山形県職員採用試験（短大卒業程度）
- 2 試験区分及び採用予定人員  
次表のとおりである。

| 試験区分 | 採用予定人員 |
|------|--------|
| 保育士  | 若干名    |

- 3 試験の程度  
短期大学卒業程度
- 4 対象となる職  
次表のとおりである。

| 試験区分 | 対象となる職         |
|------|----------------|
| 保育士  | 医療職給料表(2) 1級の職 |

- 5 給与  
この試験に合格し採用された者が、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

| 適用給料表     | 給料     |
|-----------|--------|
| 医療職給料表(2) | 1級11号給 |

- 6 受験資格  
昭和56年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は令和3年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定に該当する者は受験できない。

- 7 試験日、試験種目、試験地、合格者発表

(1) 第1次試験

次表のとおりである。

なお、専門試験の出題分野は、別表のとおりである。

| 試験日      | 試験種目        | 試験地 | 合格者発表   |
|----------|-------------|-----|---|
| 9月27日（日） | 教養試験（多肢選択式） | 山形市 | 10月5日（月）<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、合格者には書面で通知する。 |
|          | 専門試験（多肢選択式） |     |   |

(2) 第2次試験

次表のとおりである。

| 試験日  | 試験種目       | 試験地 | 合格者発表   |
|--|------------|-----|---|
| 10月11日（日）<br>（予定）                            | 作文試験       | 山形市 | 11月中旬<br>合格者の試験区分及び受験番号を山形県庁屋外掲示板に掲示して発表するほか、第2次試験受験者全員に書面で合否を通知する。 |
|  | 人物試験（適性検査） |     |   |
| 10月21日（水）～<br>10月29日（木）の<br>うち指定する1日<br>（予定） | 人物試験（個別面接） |     |   |

8 各試験種目の配点

次表のとおりである。

なお、第1次試験合格者は、第1次試験の試験種目についての結果に基づき決定し、最終合格者は、第2次試験の試験種目についての結果に基づき決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しない場合には不合格とする。

| 第1次試験 |      | 第2次試験 |            |
|-------|------|-------|------------|
| 教養試験  | 専門試験 | 作文試験  | 人物試験（個別面接） |
| 150点  | 150点 | 100点  | 400点       |

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

10 受験手続

受験希望者は、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ「やまがた e 申請」([https://www.pref.yamagata.jp/online\\_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html](https://www.pref.yamagata.jp/online_ymg/shinsei/e-tetsuzuki99.html))により、令和2年8月7日（金）午前9時から同年9月4日（金）午後5時15分まで（期間内に受信したものに限り有効とする。）に申込みを行うものとする。

ただし、電子申請による手続ができない特段の事情がある場合は、令和2年8月27日（木）午後5時までに山形県人事委員会事務局の承認を受け、同年9月4日（金）までに郵送または持参の方法により申込みを行うことができるものとする（郵送の場合は、同年9月4日（金）までの消印のあるものに限り、持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）に規定する休日）を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。）。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問合せを郵便で行う場合には、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

| 試験区分 | 出題分野  |
|------|---|
| 保育士  | 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
令和2年7月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人花の会
  - (2) 代表者の氏名  
茂木 薫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市若葉町15番5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、すべての障害者及び、虐待、いじめ等により助けを必要としている人々に対して、その才能を伸ばし、生活の質の向上と自立を図り、健康増進や社会参加、安全な避難場所の提供などの支援を行うことに関する事業及び特定指定相談支援に関する事業を行い、福祉の充実に寄与し、人々が幸せに生活できる、町づくりの推進を目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パソコン用オフィスソフトウェアの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
  - (2) 日時 令和2年9月16日（水） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び数量 パソコン用オフィスソフトウェア 814ライセンス
  - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和2年9月30日（水）
  - (4) 納入場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号  
023(630)2152

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年8月21日（金）午後3時までに山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Office software for personal computers:814 licenses

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 16, 2020

(3) Contact point for the notice: ICT Policy Promotion Division, Future Planning and Creative Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2152

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワーク基幹回線通信サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 令和2年9月24日（木） 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワーク基幹回線通信サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和3年1月1日から令和5年12月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和3年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち同年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)2091

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競

争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年9月8日（火）午後3時までに山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Basic line communication service of the Yamagata Prefectural Government's Central Communication Network, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 24, 2020
- (3) Contact point for the notice: ICT Policy Promotion Division, Future Planning and Creative Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2091

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク機器更新等及び運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023 (630) 2098
- 3 落札者を決定した日 令和2年6月8日
- 4 落札者の名称及び所在地  
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー
- 5 落札金額 151,670,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和2年4月28日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用 VLAN 透過型 L2アクセス回線通信サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023 (630) 2091
- 3 落札者を決定した日 令和2年6月9日

- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号
- 5 落札金額 11,844,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和2年4月28日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県みらい企画創造部 ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号  
023(630)2091
- 3 落札者を決定した日 令和2年6月12日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号
- 5 落札金額 32,200,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和2年5月1日

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和2年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和2年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時 令和2年10月9日（金）午前10時から正午まで
  - (2) 場所 山形県工業技術センター 講堂、第1研修室及び第2研修室  
山形市松栄二丁目2番1号
- 2 受験手続  
受験願書を令和2年8月24日（月）から同年9月4日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号産業労働部商工産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、同年9月4日（金）までの消印のあるものに限って受け付ける。）。
- 3 その他  
詳細については、産業労働部商工産業政策課鉱害防止計量担当（電話023（630）2361）に問い合わせること。

令和2年8月7日印刷  
令和2年8月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県